

出席者名簿（敬称略）

【自治会・町内会等】

| | 団 体 名 | 氏 名 | 備 考 |
|---|----------------|--------|--------|
| 1 | 西鎌倉地区町内・自治会連合会 | 前垣 進 | 会長（司会） |
| 2 | 新鎌倉山自治会 | 立川 真由美 | 会長 |
| 3 | 御所ヶ丘自治会 | 小森 康弘 | 会長 |
| 4 | 西鎌倉住宅地自治会 | 鈴木 雅道 | 会長 |
| 5 | 南鎌倉自治会 | 太田 美幸 | 会長 |
| 6 | 手広町内会 | 内海 直和 | 会長 |
| 7 | 鎌倉山町内会 | 田中 秀文 | 会長 |
| 8 | 西鎌倉山自治会 | 増山 文江 | |
| 9 | 手広片岡町内会 | 山口 恒弘 | |

【その他の団体等】

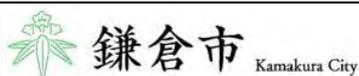
| | 団 体 名 | 氏 名 | 備 考 |
|---|-----------------------------------|-----------------|-----|
| 1 | 西鎌倉地区社会福祉協議会 兼 民生委員児童委員協議会第十地区 | 千代 美和子 | |
| 2 | 保護司 | 石井 和行 | |
| 3 | 西鎌倉地区教育懇話会 | 村井 英子 | |
| 4 | 青少年指導員 | 石塚 郷彦 | |
| 5 | 親寿会 | 佐々木 俊文 池田 隆明 | |
| 6 | 福寿会 | 福田 洋三 | |
| 7 | 高齢者いきいき体操教室 | 齊藤 勝 | |

【鎌倉市】

| | 役 職 | 氏 名 | 備 考 |
|---|---------|-------|-----|
| 1 | 鎌倉市長 | 松尾 崇 | |
| 2 | 防災安全部長 | 柿崎 雅之 | |
| 3 | 環境部長 | 石井 康則 | |
| 4 | 経営企画部次長 | 大隅 啓一 | |
| 5 | 市民活動部次長 | 奈須 菊夫 | |

第1部 市長からの説明

【全地域共通】



平成28年度ふれあい地域懇談会

第1部 市長からの報告



- 生活保護費にかかる事件
- 稲村ガ崎における下水流出
- 本庁舎の整備について
- 支所のあり方検討
- (仮称) 鎌倉市市民活動推進条例

生活保護費にかかる事件

◆経過

昨年8月20日 生活福祉課で保管していた生活保護費の一部がなくなっていることが発覚
(厚生労働省による実地指導監査の準備時)



内部調査・鎌倉警察署との協議等

9月16日 「窃盗」による被害届を提出
12月25日 警察の捜査により、新たに判明した分の被害届を追加提出

◆被害額

平成22年7月分～27年3月分（43月分）

2,652,397円

(受給資格を失った人たちの分で、
本来、市の会計に戻されるべきお金)

1

まず、生活福祉課における生活保護費にかかる事件について、ご報告させていただきます。

経過ですが、昨年9月に実施された厚生労働省による生活保護の実地指導監査のため、8月20日に福祉総務課職員が生活保護費を確認したところ、その一部が無くなっていることが発覚しました。

内部調査と鎌倉警察署との協議を経て、市は、平成27年9月16日に「窃盗」による被害届を提出し、その後、警察の捜査により判明した被害額の被害届を12月25日に追加提出しました。事件の公表については、捜査に支障が出るといった警察からの指導もあり、一定期間控えておりました。

次に、被害額ですが、平成22年7月分～平成27年3月分までの間の43月分、総額265万2,397円でした。この保護費は、海外転居や就職などのため既に受給資格を失った方に対して支給されたものであり、本来であれば市の会計に戻されるべきものでした。

◆原因

- **職員の怠慢な事務処理**
生活保護を打ち切るべきにもかかわらずその事務処理が大幅に遅延（保護費の保管につながる）
- **不適切な事務処理**
ずさんな公金保管方法

◆改善策

- 「生活保護費現金支給取扱マニュアル」を作成
- 保護費の銀行振込を推進
- 支所での保護費支給を廃止
- 取りに来られない場合は、現金書留により送金

◆職員の処分等

- 職員の告発、処分
- 被害金額の職員への求償

事件発生の要因ですが、生活福祉課の怠慢な事務処理がありました。受給資格を失い、本来生活保護を打ち切るべきにもかかわらず、その事務処理が大幅に遅延していたため、結果として保護費を保管することに繋がっていました。

また、安全で危険のない方法で保管されるべき現金を、担当課のキャビネットに保管するという安易な方法により保管していました。

事件発覚後の改善策についてですが、「生活保護費現金支給取扱マニュアル」を作成し、事務処理方法を改めました。

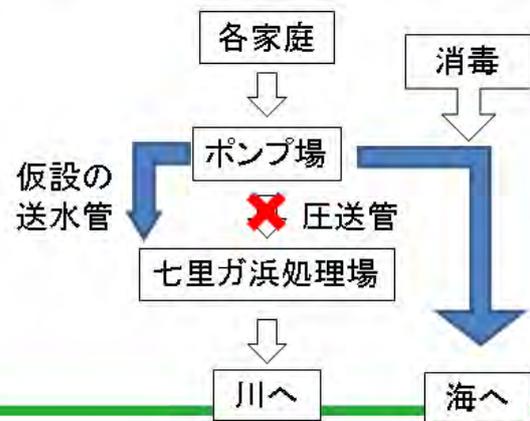
また、従来から進めていた生活保護費の銀行振込を推進し、支所での支給を廃止しました。その他、支給日に取りに来られない場合には、時間を空けず「現金書留」により送金することとしました。

職員の処分等ですが、現在、調査を進めているところであり、職員の非違行為やずさんな事務処理に対する処分を行う予定です。また被害にあった金額についても、地方自治法及び民法に基づき、関係職員への求償を行っていく予定です。

稲村ガ崎における下水流出

◆経過

- 4月14日 稲村ガ崎の崖の一部が崩落
- 4月22日
 - ・ 歩道に埋設していた下水の圧送管が破損し、七里ガ浜処理場への送水ができなくなる
 - ・ 下水を消毒処理したうえで海に放流



続きまして、稲村ガ崎における下水流出について、ご報告いたします。

4月14日に稲村ガ崎で国道134号の歩道の陥没及び隣接する斜面の崩落が発生しました。

市では、陥没した歩道に公共下水道の汚水圧送管が埋設されていたことから、県と連携して、対応を進めていましたが、4月22日の午後3時頃にこの圧送管の継ぎ目部分から漏水していることが確認されました。この圧送管は、鎌倉地域の下水を七里ガ浜処理場に送る重要なものです。

ただちに、応急措置により対応を図りましたが、管の下側の地盤が崩落しているため、短時間での修復は不可能と判断し、緊急措置として、西部ポンプ場から七里ガ浜処理場への圧送を停止しました。これに伴い、やむを得ず、消毒剤を投入した上で、ポンプ場の東側の海岸護岸から、海へ放流せざるを得ない状況となりました。

4月26日～ 仮設送水管設置・増設
工事

5月27日 仮設送水管の設置が完了
し、海への放流が完全に
止まる



◆本復旧について

現在、既設圧送管の状態とその周辺の地盤の状態について調査を実施しています。

今後、これらの調査結果を踏まえ、工法を選定し、早期復旧に取り組んでいきます。

応急的対応としましては、4月26日から仮設送水管の設置工事を開始しました。4月29日までに、2本の仮設送水管を敷設し、海への放流量を半減することができました。

さらに、仮設送水管の増設工事を進め、5月27日には計4本の仮設送水管で七里ガ浜処理場へ送水することにより、海への放流を完全に止めることができました。

本復旧については、現在、既設圧送管の状態と、その周辺の地盤の状態を調査しているところです。調査結果を踏まえ、工法を選定し、早期復旧に取り組んでいきます。

◆海水浴場開設のための水質検査

5月16日・18日に県鎌倉保健福祉事務所、6月1日・2日に市が追加実施⇒ いずれも昨年と同様の「可」

◆下水放流による海への影響調査

- 国立大学法人東京海洋大学による検証

- 水質

現時点では良好な水質環境が保たれている

- 残留塩素

現時点では影響はない

- 海産物

海産物への影響はない

現時点で特に悪影響を及ぼし、対応が必要な状況にはない
(安全宣言)

念のため、海水浴場開設期間中はモニタリングを継続

節水へのご協力、ありがとうございました。

次に、海水への影響ですが、5月16日と18日に県鎌倉保健福祉事務所が海水浴場開設のための水質検査を実施し、また、6月1日と2日に市が追加で実施したところ、いずれも昨年と同様の「可」との結果が得られ、例年どおり7月1日に海開きを行い、海水浴場を開設しました。

また、下水の放流が海の環境に与える影響を確認するため、国立大学法人東京海洋大学の学識者4名の助言のもと、水質・残留塩素・海産物への影響・海底堆積物を調査しましたが、いずれの調査結果も良好で、「現時点で下水放流が海域に影響を及ぼしている状況ではない」との総合所見を得ることができました。このことから、6月29日に市として、安全を宣言しました。

なお、念のため、安心して海水浴を楽しんでいただけるよう、海水浴場開設期間はふん便性大腸菌群数のモニタリングを継続して行います。

ご心配をおかけして、申し訳ありませんでした。また、皆様には、節水にご協力いただきまして、ありがとうございました。

本庁舎の整備について

◆ 経過・背景

| 年代 | 経過・背景 |
|-------|---|
| 昭和37 | 火災により旧本庁舎消失 |
| 昭和44 | 本庁舎、車庫等竣工 …築47年 (これ以前は、御成中学校が所在) |
| 昭和55~ | 分庁舎の整備を繰り返す |
| ~平成17 | 耐震改修工事 (Is値 : 0.6 (最低限の値) まで) |
| 平成26 | 分庁舎廃止に伴い鎌倉水道営業所庁舎等へ一部移転 |
| 平成27 | 策定した公共施設再編計画にて、支所業務についても見直しを行い、本庁舎等へ集約することを検討するとともに、現庁舎の防災的な課題に取り組みながら「 <u>現在地建替え</u> 」、「 <u>現在地長寿命化</u> 」、「 <u>その他の用地への移転</u> 」等の方策について検討し、 <u>平成28年度までに整備方針を決定する</u> とした。 |
| 平成28 | 整備方針市民対話、整備方針策定委員会の実施 |



続いて、鎌倉市役所の本庁舎の整備についてです。現在の本庁舎は昭和 44 年に建設されたもので、現在築 47 年が経っています。

平成 7 年の阪神・淡路大震災を受け、本市の本庁舎も平成 17 年までに耐震改修を行いました。東日本大震災発生に伴う津波浸水想定範囲の見直しなど、本庁舎をはじめとする公共施設の耐震性能を見直す必要性が生じました。

そのような中、本市では平成 27 年に策定した公共施設再編計画にて、現庁舎の防災的な課題に取り組みながら「現在地建替え」、「現在地長寿命化」、「その他の用地への移転」等の方策について検討し、平成 28 年度までに整備方針を決定することとしました。

◆ 既存本庁舎の課題・条件

備えるべき防災性能の脆弱性のほか、物理的・社会的劣化などの課題が山積

| 防災・構造面の課題 | 老朽化の課題 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・津波に対する脆弱性 ・耐震性の課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・建物の耐久性 ・建物の老朽化 |
| 市庁舎機能としての課題 | 課題以外の主な条件 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・市民サービス機能が不十分 ・ユニバーサルデザイン・バリアフリー対応が不十分 ・不十分なセキュリティー ・庁舎の狭あい、分散による業務の非効率 ・情報化への対応の限界 | <ul style="list-style-type: none"> ・現在の敷地の諸制限 <ul style="list-style-type: none"> ⇒風致地区：高さ10m、建ぺい率40% ⇒景観地区隣接：高さ15m ⇒現行規制等では、所要面積確保が困難 ・埋蔵文化財包蔵地 <ul style="list-style-type: none"> ⇒掘削が困難 ・更なる耐震化が困難 <ul style="list-style-type: none"> ⇒単純計算で追加耐震ブレース64箇所 など ・鎌倉地域の公共施設再編 <ul style="list-style-type: none"> ⇒生涯学習センター、福祉センター、中央図書館のあり方 |

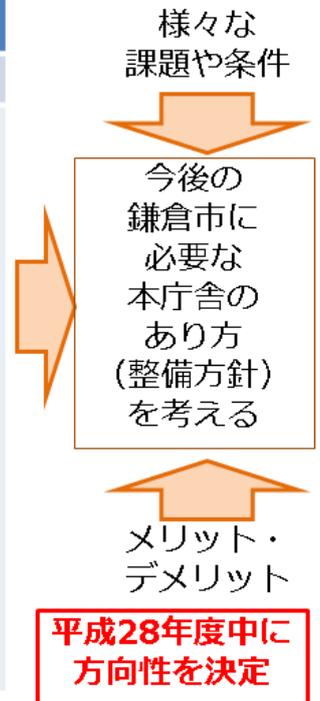
現在の本庁舎の抱える課題ですが、市の防災中枢機能を果たす施設としての耐震性や、築47年となっている老朽化の課題のほか、分散化やバリアフリー対応などの面など市庁舎機能としての課題があげられます。そして、他にも現在立地する敷地の法令等の諸制限も考慮する必要があります。

例えば、現在の敷地は風致地区なので高さ10m、建ぺい率40%の制限があります。また、地下には貴重な文化財が眠っている可能性が高く、地下の掘削や堅固な建造物の建築にはかなりの制約があると言えます。

今年度は市民の皆様のご意見を聴きながら、関係団体や外部の学識経験者等に、3つの手法のどれが整備方針としてふさわしいか審議していく予定です。

◆ 本庁舎の整備に関する3つ手法の比較概要
 ■ 現在地での建替え・長寿命化、移転の比較概要

| | 本庁舎の整備手法 ()内は理由等 | | |
|---------------------|-------------------|----------------|---------------|
| | 現在地建替え | 現在地長寿命化 | 移転 |
| 防災対応機能 | △ (津波) | × (津波・既存地下) | |
| 建物の経済性 | △ (集約化困難)* | △ (集約化困難)* | |
| 環境対応 | △ (機器設置等困難)* | △ (既存困難)* | |
| 使いやすい・安心できる市民サービス機能 | △ (集約化困難)* | △ (集約化困難)* | ○ (移転先による) |
| 市民交流機能 | ○ | ○ | |
| ユニバーサルデザイン | ○ | △ | |
| 効率的な行政機能 | × (集約化困難)* | × (集約化困難)* | |



* 現行の法令等の規制による場合

こういった課題や条件、所要面積などの基礎的な条件を整理し、現在地建替え・長寿命化、移転について比較したところ、現在地建替え及び現在地長寿命化では所要面積の確保が難しく、特に公共施設再編計画にある鎌倉地域の公共施設再編を解決するには至らないことがわかりました。

また、移転をするとすると用地の確保など当然ながら、いくつかの課題も生じてきます。このため今後、さまざまな課題や条件、それぞれのメリット・デメリットなどを整理し、今年度中に整備方針を決定して参ります。

支所業務のあり方検討



◆コンビニ交付の実施

平成28年1月 マイナンバーカード（個人番号カード）の
交付開始

マイナンバーカードを利用した様々な市民サービスの検討

平成29年10月 コンビニエンスストアでの証明書の交付開始
(予定) (住民票の写し、印鑑証明書)



- ・ マイナンバーカードがあれば、全国どこでも証明書を受け取ることができる。
- ・ コンビニで交付する証明書は順次拡大予定

◆窓口機能の集約

- ・ 支所窓口業務の本庁舎への集約
- ・ 地域活動支援、学習センター・図書館機能の維持

この本庁舎の再整備とともに、支所業務のあり方の検討を現在行っています。

今年1月からマイナンバーカードの交付が開始され、今後マイナンバーカードを利用した様々な市民サービスを検討して参ります。

その1つとして来年10月には、コンビニエンスストアで、住民票の写しと印鑑証明書を交付できるよう、現在準備を進めています。マイナンバーカードがあれば、市役所の開庁時間にとらわれることなく、全国どこでもコンビニエンスストアで証明書を受け取ることが出来るようになります。また、戸籍の証明書や税の証明書などコンビニエンスストアで交付できる証明書も順次拡大していく予定です。

これにあわせ、支所の窓口業務の見直しを行い、本庁舎等へ集約することを検討していくこととしています。しかしながら、自治町内会など地域活動の支援や学習センター・図書館の機能は、地域に残し、引き続き皆様とともに地域活動を充実させていきたいと考えています。

これにつきましても、市民の皆さんの生活に密接に関わることで、さまざまなご意見を頂戴しながら、今後進めて参りたいと考えています。

(仮称)鎌倉市市民活動推進条例

- 期待される効果
 - 公益的な市民活動に対する理解を深め、これからのまちづくりにおける市民活動の重要性を共有する
 - 様々な主体、行政が互いにその長所を認め合い、適切な関係、相互のつながりを持っていくことを理解する
- 条例制定のスケジュール

検討に当たっては、検討会・ワークショップの実施など、広く市民の皆様の意見を聞き、これからの市民活動の方向性を皆で共有できるよう努めていきます。



今年度は、市民活動及び地域活動をより活性化させていくために、条例の制定も予定しています。

鎌倉市は、市民活動が活発なまちであり、様々な市民活動が展開され、歴史を積み上げてきました。日本初のナショナルトラスト、日本初の公設民営の市民活動センター等、自主的で自由な市民の方々の熱い思いに支えられ、歩んできました。その積み上げてきた歴史と想いを未来につなげ、新たな時代にあった共創関係を築いていくため、条例「(仮称) 鎌倉市市民活動推進条例」を作ろうとしています。

人口減少、少子高齢化など、行政を取り巻く環境の大きな変化、市民ニーズの多様化に行政のみの対応には限界があります。市民・NPO・企業との協働により新たな価値を築いていきたいと考えています。今後は条例の素案を作り、パブリックコメントを経て、来年2月議会での条例の制定を目指して取り組んでいるところです。

第1部 市長からの説明に対する意見・質疑

<西鎌倉地区町内・自治会連合・前垣会長>

支所機能を縮小するというお話がありましたが、その際は今の5つの行政地区という考えも新たなものに編成し直してもらいたいと思います。今、いろいろな地域活動があって、防災や社会福祉協議会の関係があって、必ずしも5つの行政区と合っていないところもあります。

支所機能を縮小して新たな住民支援の役割も出すのであれば、現在の区分に合った体制にしていきたいと思います。

<松尾市長>

西鎌倉の地域は、支所のエリアと少し違った形での結びつきがありますので、西鎌倉地域の支援ができるということは継続して進めていかなければならないことだと思いますので、そのあたりは配慮して参ります。

<青少年指導員・石塚氏>

会議などで市役所に行きますが、この地域は鎌倉の中で一番市役所に行くのに不便です。お年寄りなどの交通対策をお考えいただければと思います。

もう一点、市役所が移転するのなら、例えば玉縄や大船地区の高さ制限のないところに行って高さをキープできる建物というのも想定されているのでしょうか。

<松尾市長>

移転をするかどうかは決まっていらないのですが、本庁舎が今持っている機能を他の場所に移すのに必要な面積を考えると、今の市内の状況では、例えば深沢、野村総研跡地、大船の再開発事業の中に入れ込むなど、いくつか選択地は絞られていくだろうと思います。

<親寿会・佐々木氏>

市の公金の横領の捜査は、難航しているのでしょうか。

<松尾市長>

警察の捜査は、昨年8月20日以降続けていただいておりますが、犯人が特定できていないという状況です。

<親寿会・佐々木氏>

民間企業の社内で横領事件があれば、かなり速やかに原因を究明します。関係する職員全体で連帯責任というのは何かおかしい気がします。関係ない人もいるのに、他の人は責任を分担させられるというのは公平の原則から行くと違和感があります。

コンビニの活用ですが、全国のコンビニでどこの市町村も住民票を出せるようになっていますか。

<松尾市長>

まだそれほどは広がっていないですが、藤沢市さんは既に取り入れています。

<親寿会・佐々木氏>

住民票の交付や印鑑証明に事務経費が掛かりますが、コンビニにやってもらうとなるとその費用は民間に交付することになりますか。

<松尾市長>

手数料については民間コンビニの収入になります。今、実際に支所の窓口でかかっている人件費と比較しますとコンビニ交付の方が、より効率的になっていくと考えています。

<市民活動部・奈須次長>

補足をさせていただきますと、把握しているのは全国で88団体、県内では7団体が実施しています。コンビニに手数料を1枚につき123円支払うようになります。

<保護司・石井氏>

4年後の東京オリンピックで江ノ島がヨットだとかセーリングの会場になるということで、8,000席の観客席を作ると新聞で読みました。JR跡地に仮設のプレスセンターや宿泊施設を作るとか、海の上に大型船を持ってきて宿泊とかをするという話を聞いたりもします。

深沢のJR跡地については、何年も会議や懇談会をしていますが、今度はオリンピックと直接関係があるような話は鎌倉の中で起きているのかどうか教えてください。

<松尾市長>

現在、オリンピックに関する情報収集を続けていますが、なかなかないという状況です。神奈川県から何かが決まったら逐一情報が入ってきますが、深沢の活用などについては何も正式な話としては聞いておりません。詳細が決まってくれば、地元の皆さんに必要なに応じて情報提供していきたいと考えています。

<西鎌倉住宅地自治会・鈴木会長>

市民活動推進条例の件で8月くらいに検討会とかワークショップを開いて市民の意見を聞かれる予定ということですが、その辺のご予定を教えてください。

<松尾市長>

今実施している検討会は、市内で活動していただいている市民活動団体に声を掛けさせていただいて進めている状況です。その中で議論し素案を作った後に、パブリックコメントとして広く市民の方々のご意見をうかがって参りたいと思っています。

<西鎌倉住宅地自治会・鈴木会長>

自治会にも何らかの活動、任務を課せられていくと思いますが、こちら側とコミュニケーションがな

い状態で決められては困ります。

＜市民活動部・奈須次長＞

検討会 8 回のうち 6 回終わりました、あと 2 回あります。自治・町内会に何かをしてください、こういうことをしなさいというものを作る予定はなく、それぞれ市民がこういう街にしていきたいと思います。パートナーの一つとして、自治・町内会は大切であるという意見が検討会で出ていまして、文言は出てくるとはありますが、何かを押し付けることにはなりませんのでご安心ください。市民活動のパートナーとご理解いただければと思います。

＜親寿会・池田氏＞

生活保護費の問題ですが、発端は平成 22 年からで 4・5 年もわからなかったというのが問題だと思います。通常の組織ですと、毎年内部監査があつてこういった問題が起きないようにやっていると思いますが、市役所には内部監査制度はないのですか。

＜松尾市長＞

内部監査制度はあります。監査委員さんからは、監査にも限界があり、見つけられなかったことに対して非常に申し訳ないということと、行政の方で隠そうというのがないと監査をしてもしきれないところがあるということでした。

＜親寿会・池田氏＞

監査だけでは難しい問題があると思いますが、監査制度を改善してもっと有効な監査をする形にするなどの対策があつてもいいと思いますが、監査制度を何とかするという話はないですね。市役所で公金を扱っている部署はいっぱいあると思うので、他の部署でもそういったことがないのかを含めて、内部監査をもっと機能するように見直すということが事後対策として必要ではないかと思っています。

＜松尾市長＞

他市では外部監査をやっている事例もありますので、本市でどのようにできるかと考えております。監査自体の機能強化につきましては、監査の方も今までのやり方では見抜けないということで、抜き打ちの監査をすることも含めて今後監査をしていきたいとしています。

＜親寿会・池田氏＞

各自治体もいろいろな対策を考えていると思います。他の自治体の事例を調べるなどしてもっと有効な対策を考えられたらと思います。

他のところでも起きていないかという調査されましたか。

＜松尾市長＞

この問題を受けて、全庁的に公金の管理を全て調査しました。不適切な事務処理も出てきまして、そのあたりを一つ一つ改善している状況です。

<親寿会・池田氏>

ぜひ有効な対策を持って今後再発防止をされるようお願いしたいと思います。

<青少年指導員・石塚氏>

貴重なお金ですから大事に使っていただきたいです。藤沢市で一人の女性が6,000万円横領することもあり、あれも反面教師になると思いますので、是非改善していただきたいです。

第2部 地域の懸案事項に関する報告 【西鎌倉地域】

平成28年度 ふれあい地域懇談会

第2部 過去の課題の経過報告



西鎌倉地域

- 治水事業について（西鎌倉地区の雨水対策）

治水事業について

【都市整備部 下水道河川課】

現状

浸水対策として、公共下水道の雨水施設の整備を継続的に行っており、現在の市全体の整備率は約78%です。また、鎌倉市下水道総合浸水対策基本計画において、公共下水道の雨水の計画降雨量を超える「ゲリラ豪雨」等への対策を整理しており、雨水貯留施設等の整備を挙げています。

西鎌倉地域の対策

西鎌倉住宅地内の西鎌倉山処理場跡地を雨水貯留施設に転用する工事を平成27年度に行いました。

手広地域の対策

大塚川から新川への分水計画の実現に向けて、平成27年度に基本設計を行い、ルート選定や工法の検討を行いました。今後は、土地の権利関係等を含めて整理を行い、地元の皆さんと調整をしながら実施に向けて進めてまいります。また、西鎌倉地域では平成27年度に旧コミュニティプラントを雨水調整池に転用しました。

柏尾川

全体路線図

準用河川新川

大塚川雨水幹線

県道32号
(藤沢鎌倉線)

用地交渉完了及び整備計画確定から

- | | |
|-------|---------------------------|
| 1年目 | 用地取得、埋設管移設等の協議 |
| 2～5年目 | 埋設管移設工事 (東京電力、県水道、NTT) |
| 6～7年目 | 分水路整備工事 |

4-78

第2部 「地域の懸案事項に関する報告」に対する意見・質疑

<親寿会・佐々木氏>

西鎌地区の貯水槽というのは西鎌倉住宅地の調整池のことですか。

<松尾市長>

西鎌倉住宅地の横にあるレシューさんの裏です。猫池ではないです。

<親寿会・佐々木氏>

猫池は広大な池だしあれを有効活用できないのかと思っています。あの上を汚水処理場の上のように芝を貼ったり、公園にしたりすると住民の親睦の施設になると思います。

<秘書広報課・木村担当課長>

確認して後日ご連絡します。

《後日対応 都市整備部下水道河川課》

猫池調整池の上部利用にあたっては、施設全体の安全性を確保するため、大規模な補強、改修工事が必要となることから、現時点では難しいものと考えています。

避難行動要支援者対応について

避難行動要支援者対応に ついて

| | 避難行動要支援者対応 | 一人暮らし高齢者の実態調査 |
|-------|---|---|
| 目的 | 平常時から、要支援者情報を地域で共有することにより、災害時における安否確認や避難支援、避難所での生活支援を円滑に行う | 平常時の生活のサポート(見守り等) |
| 対象 | <ul style="list-style-type: none"> 75歳以上の一人暮らし 高齢者のみの世帯の75歳以上 身体障害者手帳1・2級 療育手帳A1・A2 精神障害保健福祉手帳1級 要介護度3～5の認定 これまでの災害時要援護者登録名簿に登載されていた <p style="text-align: center;">約22,000人</p> | <ul style="list-style-type: none"> 65歳以上の一人暮らし(すでに一人暮らし高齢者登録をしている人を除く) <p style="text-align: center;">約10,000人</p> |
| 登録すると | <ul style="list-style-type: none"> 平常時から情報の共有 災害時の安否確認、避難支援 | <ul style="list-style-type: none"> 民生委員による訪問(見守り) 地区社会福祉協議会から行事の案内 消防職員による防火の相談・指導 など |
| 今後 | 名簿提供は8月下旬～順次 | 調査は平成28年7月～11月 |

総合防災課が行っている「避難行動要支援者対応」と高齢者いきいき課が行っている「一人暮らし高齢者の実態調査」について、ご説明いたします。

避難行動要支援者対応についてです。東日本大震災の教訓を生かし、災害対策の強化を図ることを目的に改正された災害対策基本法に基づき、昨年10月、市内の75歳以上の一人暮らしなど対象となる方に意向確認を実施しました。この意向確認で個人情報の開示に同意した方の名簿を8月下旬から、各自治・町内会に提供していく予定です。

一人暮らし高齢者の実態調査は、東日本大震災以前から鎌倉市独自の取り組みとして行っていたもので、65歳以上の一人暮らしの方で、登録していただいた方を対象に、見守りや行事の案内など、普段の生活のサポートを行うものです。登録していただくと、民生委員による訪問や、地区社会福祉会の行事の案内などをサービスとして受けられます。現在行っている、民生委員による実態調査は、この制度の周知、登録の推奨を行うものです。

対象が一部重なっていることもあり、混同してしまうかもしれませんが、「避難行動要支援者対応」は災害時に安否確認などが円滑に行えるよう平常時から情報を共有することが目的で、「一人暮らし高齢者の実態調査」は主に平常時の生活支援をすることが目的となっています。

別々に調査するのではなく、1つの名簿を相互利用できないのかと思われるかもしれませんが、災害対策基本法で他への流用が禁じられているものです。

「避難行動要支援者」への 自治・町内会の取り組み（例）

- ◆ 対象者の確認（連絡・面談）
- ◆ 支援体制の検討
 - 平常時：訪問、見守り、声かけ等
 - 災害時：情報伝達、被害状況の確認、救護
- ◆ 要支援者が参加する防災訓練、避難訓練

ご自身・ご家族の安全
が確保されたら、支援を
お願いします。
支援は義務では
ありません。

「意向確認に同意した」
としても、支援が必ず
来るとは限りません。
ご自身やご家族による
「自助」が第一です。

続いて、避難行動要支援者に対して、自治・町内会にお願いしたい取り組みです。

対象者の確認とは、面談等を行うことで、まずはお互いを知っていただきたいというものです。そこで、どのような人がいるのかを確認して、支援体制の検討につなげていただければと思います。

そして、要支援者の方が参加する防災訓練を行っていただけると、いざというときに、避難や避難所での生活支援等が少しでも円滑に進めることができるのではないかと考えています。「自分の住む地域で、どのような人が支援を必要としているのか」を知っていただくことが、第1歩になると思います。

このように、どこにどんな人がいるかを知っていたことで多くの命が救われたという実績があります。しかし、災害時はまずご自分の身の安全を確保することが第一で、自助による行動が大切であることは言うまでもありません。要支援者側にも、「個人情報の開示に同意したことにより支援が必ず来るとは限らないので、まずはご自身やご家族による自助をお願いします」ということを、市からも丁寧に説明を重ねていきたいと思っています。

第2部 「避難行動要支援者対応について」に対する意見・質疑

＜高齢者いきいき体操教室・齊藤氏＞

要支援者の登録は本人でないといけないのでしょうか。自治会とか何かネットワークを通じてなののでしょうか。

＜防災安全部・柿崎部長＞

昨年の10月に対象者2万2,000人に申請書をお送りし、要支援者名簿に登録しますという方が8,500人います。今は、その方たちの名簿を町内会ごとに仕分けする作業をしています。その名簿ができ上がった時点で、8月下旬以降に各町内会さんにご通知します。

＜高齢者いきいき体操教室・齊藤氏＞

そういう通知が来ても忘れたとか、登録する機会を逸してしまう人をフォローするようなことは考えていますか。

＜防災安全部・柿崎部長＞

一人暮らしでも家族の方が定期的に見舞っていたり、ホームヘルパーさんが来てくれている、代わりに問い合わせをしてくれることもありました。代理申請も可能です。

＜青少年指導員・石塚氏＞

民生委員さんのアドバイスはありますか。

＜防災安全部・柿崎部長＞

民生委員さんの協議会でも説明をさせていただきました。民生委員さんにこんな手紙が来たお問い合わせがくるかもしれませんが、制度の説明と、登録するのであれば書類を書いて返信してくれるようフォローしていただく説明をしました。

＜西鎌倉地区町内・自治会連合・前垣会長＞

自治会ごとに名簿を仕分けしているということですが、住居表示がしっかりしていない地域があるので、きちんと仕分けできるのか心配になります。質問票の中にあなたはどの自治会に所属していますかという項目はありますか。

＜防災安全部・柿崎部長＞

項目はありますが、どこの町内会に入っているかわからないという問い合わせもありました。地域のつながり推進課に確認するなどして区分けしております。

＜西鎌倉地区社会福祉協議会 兼 民生委員児童委員協議会第十地区・千代氏＞

その台帳は、住民基本台帳を基にしていますでしょうか。

<防災安全部・柿崎部長>

データは住民基本台帳のデータに、福祉の情報を加えました。お渡しする名簿は同意した方だけのものです。

第3部

本年度の地域の議題に関する懇談

| | |
|-----------|--------------------|
| 西鎌倉－H28－1 | ごみ問題について |
| 西鎌倉－H28－2 | 町内会・自治会役員の負担軽減について |

平成 28 年度ふれあい地域懇談会 回答票

| | |
|---------|--|
| 番 号 | 西鎌倉－H28－1 |
| テ ー マ | ゴミの問題 |
| 内 容 詳 細 | モデル地区で試行された「戸別ごみ収集」を今後も継続してもらいたいと、要望した。進捗を説明してほしい。 |
| 担 当 部 課 | 環境部 ごみ減量対策課 |

| | |
|---|--|
| 議題に対する回答等 | |
| <p>戸別収集につきましては、燃やすごみ 1 品目について、平成 30 年 10 月までの全市実施を目指して、市議会平成 27 年 12 月定例会に戸別収集モデル地区における先行実施に向けた収集のための補正予算案を提出しましたが、戸別収集は費用対効果が低い、住民の理解が得られていないなどの理由から、モデル地区の戸別収集を取りやめ、クリーンステーション収集に戻すよう予算が修正され成立したという経緯があります。</p> <p>戸別収集の実施につきましては、賛成・反対それぞれのご意見をいただいておりますが、戸別収集を実施するためには、費用負担を含む反対の理由や戸別収集のメリットなどを改めて整理するなど、市民の皆様のご理解が得られるよう、引き続き検討してまいります。</p> | |
| 添付資料 | |

＜鎌倉山町内会・田中会長＞

試験実施を3年半やりまして、当然本格実施に入ると思っておりました。市議会からの同意を得られず白紙になったと思います。鎌倉山としては3年半以上も戸別収集をして、しっかりと戸別収集が根付いたものですから、今更戻すのかという苦情もありました。

お金のかからない方法を検討していただくと同時に、65歳あるいは75歳以上の一人暮らしの方だけでも救っていただけるような案を考えてほしいです。

戸別収集をやっていただくことを、真剣にもう一度市役所全体として何とか考えていただきたいと思います。

＜松尾市長＞

条件がありますが高齢者の方には直接職員が取りに行く「ふれあい収集」をやっています。それは決してはばかることなく申請していただいて積極的にご活用いただければと思います。

＜鎌倉山町内会・田中会長＞

お金がかかることがネックになっているのは私たちも分かっているので、例えばゴミの袋が有料になって、それに対する市民への還元を考えていただきたいです。

＜高齢者いきいき体操教室・齊藤氏＞

個人ではなかなかわからない人もいると思うので、できるだけゴミの処理量を少なくするための工夫を自治会でしてみるのもいいと思います。

＜西鎌倉地区社会福祉協議会 兼 民生委員児童委員協議会第十地区・千代氏＞

戸別収集は高齢化した地域では特に必要かと思います。鎌倉山は40%近い高齢化の地域なので切実な問題だと思います。民生委員としてお年寄りと話をしていると、ゴミの分別が非常に難しいと聞きます。

ゴミの袋が有料化して余裕が出たのなら、ふれあい収集やお年寄りのゴミを集めることに手を貸してあげられる方法を考えていただけたらと思います。

＜松尾市長＞

ゴミの有料化により、大体年間3億円の収入になり、そのうちの1億円が経費、残り2億円は新しい焼却施設をつくる基金に積み立てています。税金はプラスになっていることは全体を見ると間違いありませんのでふれあい収集の拡大を含めて、どういう形で市民のみなさんにサービス向上できるか検討してまいりたいと思います。

《後日対応 環境部ごみ減量対策課》

有料化により皆様からいただいた手数料は、有料袋の作成及び流通に係る経費に充て、差し引いた残りを新たな焼却施設建設のため一般廃棄物処理施設建設基金に積み立てており、将来のごみ処理にかかる市民負担の軽減を図っています。

＜南鎌倉自治会・太田会長＞

ゴミの量がどれくらい減量されましたか。また、一律全部戸別収集にする必要はないと思うので、そのようにして議会を説得すれば通るのではないかと思います。

＜環境部・石井部長＞

当初、前年との比較で2,000トン減るだろうという目標を持っていましたが、実際は4,000トン弱、16%削減になりました。減った要素は、分別を徹底したことで減る、ゴミそのものの発生抑制が考えられますが、分別を徹底したことで減ったのは約800トンで、残りの約3,000トンはゴミそのものが減っているということです。

食品ロスを減らしていただくとか、生ゴミ処理機を活用していただくとか、そもそもゴミの発生抑制を掲げておりますので、大きな効果が出ていると認識しています。

＜松尾市長＞

全市で戸別収集を実施しますというのを示し、議会では否決されてしまいました。必要な部分だけに導入するというのも方法かと思いますが、合意形成が難しいかと思います。あらゆる方法を考えていきたいと思っています。

＜鎌倉山町内会・田中会長＞

生ゴミ処理機を使っている家にゴミ袋をあげるとかしないと、ある程度メリットがないとなかなか使ってもらえないかと思っています。

＜西鎌倉住宅地自治会・鈴木会長＞

ゴミ出しのルールを守らないとか、不法投棄とかそういう問題が起こるたびに、自治会の環境衛生部が対応したり、市のクリーンセンターの方に協力してもらったりしていますが、非常に負荷も高いので、是非戸別収集を復活させていただけたらと思います。

また、お年寄りだけでなく普通の方でもゴミ出しのルールが難しすぎて、もう少し簡略することはご検討いただけたらと思います。

＜環境部・石井部長＞

ゴミ出しの分別にご協力いただき、ありがとうございます。わかりやすくするということで分別の手引きも書く世帯に配布していますが、特に製品プラスチックはわからないといわれています。できるだけシンプルにして、資源化できるように常に考えていきたいと思っています。

平成 28 年度ふれあい地域懇談会 回答票

| | |
|---------|--|
| 番 号 | 西鎌倉－H28－2 |
| テ ー マ | 町内会・自治会役員の負担軽減 |
| 内 容 詳 細 | <p>町内会・自治会役員は、行政サービスを補完する意味で、地域の役割が期待されるこの頃です。しかし、地域への期待に反するように、町内会・自治会役員のなり手がなくて困っているのも実情です。周囲の支援もなく、孤立することもあります。役員の精神的負担を少しでも軽減することができれば、なり手が増えるのではないかと考えます。</p> <p>市においては、現在、建築関係や消費生活を主体とした相談受け皿はありますが、地域問題全般について気軽に相談でき、第三者の立場から適切なアドバイスをいただける窓口を設けていただくと大変ありがたいです。</p> |
| 担 当 部 課 | 市民活動部 地域のつながり推進課 |

| |
|--|
| <p>議題に対する回答等</p> <p>自治・町内会の会長や役員の皆さまには、日頃から、高齢者や子どもの見守り活動、防災・防犯活動など、様々な地域の課題に対処し、地域の皆さんが安心して暮らすことができる地域コミュニティづくりの担い手としてご尽力いただいております。</p> <p>多様化する地域課題に的確に対処していくうえで、強いつながりで結ばれた地域コミュニティの必要性はこれまでに増して高まっています。</p> <p>しかし、その一方で自治・町内会の役員の高齢化や後継者不足による固定化等に苦慮されている団体が多く、この傾向はますます強まると危惧しています。</p> <p>若い世代の自治・町内会の地域活動への参加などを促すため、これまでも市のホームページで各自治・町内会の活動を案内したり、転入者に加入促進のチラシを配布したりしていますが、それだけでは十分ではないと認識しております。</p> <p>ご指摘のような相談は、近年、地域コミュニティの窓口である「地域のつながり推進課」にも多く寄せられています。</p> <p>地域コミュニティづくりの一例として、現在、地域のつながり推進課では、市内でも高齢化が顕著に進行する郊外型戸建住宅地の自治・町内会同士の交流会・意見交換会の開催や、専門性のある市民活動団体等と自治・町内会とのマッチングなどを行っています。</p> <p style="text-align: right;">(次ページあり)</p> |
|--|

このように各自治・町内会が抱える課題やその解決方法等を共有できる環境をつくること
が、皆さまの負担軽減の一助なるのではないかと考えています。

地域問題全般に関する相談につきましては、地域のつながり推進課や各支所でお受けし
ておりますので、今後も気軽にお越してください。

| | |
|------|--|
| 添付資料 | |
|------|--|

<西鎌倉地区町内・自治会連合・前垣会長>

今泉台辺りで非常に住民活動が活発でうまくいっているという話を聞きますが、その辺のPRみたいなものも、全住民にやってもらいたいと思います。

<親寿会・佐々木氏>

自治・町内会に入っていない個人がいます。もう少し市自体が、自治・町内会にはぜひお入りくださいとバックアップしてくれてもいいのではないかと思います。横浜の区役所の掲示板に自治会町内会に入りましょうと貼り紙がしてあります。自治会に対する理解を深めるための行政の姿勢が必要ではないかと感じます。

それから、老人福祉センターの来年3月の完成を楽しみにしています。あそこに例えば気楽に本を読めるようなスペースができればと思います

【その他のテーマについて】

＜鎌倉山町内会・田中会長＞

民泊というのが話題になっていますが、鎌倉山にも民泊ができました。民泊をやるに当たって法律とかあると思います。鎌倉山の場合には、土地を分割する場合は最小でも 60 坪、建物を建てる時は 2 階建てまで高さは 8 m 以下にするという、まちづくり計画がありまして、その計画には抵触するので民泊は町内会として許可できません。

所管は保健所と聞きましたが、民泊はやりたいといったらすぐにできるのか、確認したいです。

＜松尾市長＞

旅館業法等の規制の中でやることで、やりたいからすぐにできるということではありません。管轄は県になりまして、そちらで法的に違反をしている者については当然取り締まっていますが、民泊を広げていこうという流れが国にあり、神奈川県も同調している状況です。ですから、どこまで厳しくできるかはわからないところです。

市も住民の皆さんも、地域の治安の悪化とか不安が出てきますので、私たちとしても独自のルール作り、基準作りを検討していく必要があると思っています。

＜後日対応 都市調整部建築指導課・開発審査課＞

「民泊サービス」とは、一般的には住宅（戸建住宅、共同住宅等）の全部または一部を活用して、宿泊サービスを提供するものとされています。宿泊料を受けて継続的に人を宿泊させる場合には、事前に神奈川県保健福祉事務所で旅館業法の営業許可を取得する必要があります。営業許可が必要となる民泊は建築基準法の「ホテル・旅館」の用途に該当し、住居専用地域系の用途地域や市街化調整区域では実施することができません。

なお、鎌倉山は第一種低層住居専用地域若しくは市街化調整区域となるため、営業許可が必要となる民泊を実施することはできません。ご指摘の民泊については、神奈川県保健福祉事務所と連携を図りながら対応したところ、事業者から民泊の実施を取り止めることを確認していますが、今後も現地の状況を注視してまいります。

また、民泊について、市独自のルールや基準をつくる必要があると考えており、地域の実状に合わせた基準を検討してまいります。

＜青少年指導員・石塚氏＞

2,000 万人以上観光客が来るのに、市内の宿泊施設は随分お粗末ですから、そういう方向に向かうのは当然目に見えています。

＜鎌倉山町内会・田中会長＞

どんどん増えていくという事が問題で、町内会として民泊はダメですというチラシを作って配っても問題は無いですか。

＜松尾市長＞

住民協定の中に入れていくということを皆さんで話し合いをして、という手順の方がより良いか

と思います。

<西鎌倉地区社会福祉協議会 兼 民生委員児童委員協議会第十地区・千代氏>

腰越と津に関して、ごちゃごちゃで腰越の隣に津があるという問題だけではなく、地番に一貫性がありません。一昨年、連合会でアンケートで皆さんに意向を伺った時には、僅差で変更すべきでないとなってしまったんですが、市としてはこの件についてはどうお考えですか。

<松尾市長>

市としては皆さんのやりたいという意向があればやりたいです。でも行政主導で皆さんの反対を押し切ってやるという内容ではないと思っていますが、私もやる必要はあると思っています。

<西鎌倉地区社会福祉協議会 兼 民生委員児童委員協議会第十地区・千代氏>

行政上、お困りなことが多いのではないかと思いますので、市で動いていただいて、こういうメリットがあるとかデメリットがありますとかをやっていただくことはできないのでしょうか。

<西鎌倉地区町内・自治会連合会・前垣会長>

これは、行政は指導しないということでした。

<保護司・石井氏>

参考までに、手広が平成 17 年住居表示を実施しました。地区の住民説明会ではメリット・デメリットを話して、最初のうちは住居表示を分からない人もいましたが、地区の人がまとまらないと行政がやれとはしないという話でした。地区の話がまとまらないところに行政が入っても話がややこしくなるということでした。今では皆さんに喜ばれている現状です。

<西鎌倉地区町内・自治会連合会・前垣会長>

津、腰越でまとまらなかった理由は 2 つあります。住民の中に理念で動く人と損得で動く人がいるということ、もう一つは津という町名に魅力がなかったということです。もし魅力ある町名があればまとまったと思います。

<西鎌倉地区社会福祉協議会 兼 民生委員児童委員協議会第十地区・千代氏>

もともと山の開発だったので市側の怠慢だったと思います。

<親寿会・佐々木氏>

西鎌倉住宅地みたいに最初から分譲するときに何丁目とか分かれていればこんな問題は起きなかったと思います。

付 録

当日配布資料

- 1 鎌倉市市政e-モニター登録のご案内
- 2 鎌倉市ふるさと寄附金
- 3 鎌倉市ホンの気持ち寄附事業
- 4 「リユース食器」を使ってみませんか??
- 5 ポケモンレーナーのみんなへおねがい♪